

2012/3/30(金) 生島ヒロシのおはよう一直線『うるおい生活講座』

生島 「富の力は東へ東へ。1億ドル、およそ83億円以上持っているお金持ちは、ついにヨーロッパ、アメリカよりもアジアが増えたなんていう話で、アメリカのフォーブズ誌日本の富豪40人の中でナンバーワンは庶民のユニクロの社長、柳井さんということですかね。今日は確か、多分、夜に柳井さんにお目に掛かれるんじゃないかなと思っていますけれども。さて、今日はうるおい生活講座。テーマは相続対策です。お話は税理士法人レガシィ代表社員、税理士で公認会計士の天野隆さんです。天野さん。」

天野 「おはようございます。」

生島 「よろしくお願いいたします。」

天野 「はい。生島さん、日本FP協会ではいろいろお世話になっております。」

生島 「いや、いや、いや。」

天野 「それにしても3,649回ってというのはすごいですね。」

生島 「ありがとうございます。天野さん、すごい。ユニクロの柳井さん、8,800億円ですよ。」

天野 「すごいですよね。」

生島 「2位がサントリーの佐治さん、6,557億円、3位がソフトバンクの孫さん、5,727億円。このお金はどうするんでしょう。」

天野 「そうですね。会社の売上より個人の財産のほうが多いっていう方は結構いらっしゃいますよね。」

生島 「そういうこともあるわけですね。」

天野 「はい。」

生島 「それはどういうことなんですかね。」

天野 「やっぱり株価が高いっていうことなんですね。」

生島 「何かちょっと僕は、昔、裏技を使っている社長を聞いたことがあるんですよ。僕は給料を取らない。株主にちゃんときちんと対応したい。配当金だけでもらっていて、その人はすごいもらっている。」

天野 「そういうのはありますよね。」

生島 「あれ、税率低いんでしょう。」

天野 「そうですね。まあ少し安いですね。」

生島 「しかし、僕は天野さんの本を読んで財産残して銅メダルでしたっけ。あの言葉を覚えています。」

天野 「ありがとうございます。」

生島 「それで思い出残して銀メダル。生き方残して金メダル。これですよ。いい言葉だなと思って。」

天野 「そうですね、ありがとうございます。やはり何を残すかというのは結構重要なことだろうといつも思っております。」

生島 「さて、そんな中で相続税の税率も上がる、上がらないとか、いろんな話もありますけれども、この相続対策、まさに天野さんの本のサブタイトルにもなっていますが、争う族、争族（そうぞく）になってしまうケースも多いわけですね。何が一番必要でしょうか。」

天野 「はい。相続税対策というのを結構意識されている方も多いんですけども、実は節税も大切な相続対策であるということは間違いないんですけども、多くの方に当てはまるという意味では慌てない対策、もめない対策、これだと思うんですね。」

生島 「なるほど。」

天野 「このもめない対策というのは感情の衝突によって出てくるものなんですけど、相続人同士が心を開き、お互いに歩み寄る姿勢で臨めば、まあ着地点は必ず見つかる。だから、相続を争う家族という方もいますが、できれば、爽快（そうかい）な家族で、爽快（そうかい）の「爽」に家族の「族」で爽族（そうぞく）と、そんなふうにいいたいなと思っております。」

生島 「いいですね。そうあってほしいところですが。じゃあ、ここからは慌てない対策の具体例を挙げていただきたいんですね。まず1つ目は相続する財産が把握できない場合はどうしたらいいでしょう。」

天野 「はい、結構あるんですね。亡くなった親の財産を把握できないということです。まあ特に親と子供たちが離れて暮らしているような家族の間ではしばしば起こります。また親が事故などで急に亡くなってしまった時も財産の所在を把握するための書類が見つからないで遺族が困るなんていうことがあります。それにはどうしたらいいかというんですが、深刻に悩むほどではないんです。自宅の不動産の詳細は管轄する法務局で登記簿謄本を取得すればわかりますし、自宅以外に不動産を所有していれば、毎年5月上旬に固定資産税の納税通知書が送られてきます。預貯金や株式、生命保険など通帳や証書が見つからない時どうするか。これは結構実務であるんですね。このヒントは残されたその方の電話帳なんです。電話帳に結構連絡先が書いてありますよね。あとはカレンダーとか、郵便物とか、名刺入れとか、こういうところで金融機関がわかりますと、入出金の明細を調べることができるということになるんですね。配当の振込や保険料の自動引落など記載がありますと、そこから株式投資信託、あるいは生命保険などがわかります。

ただ、親の財産が把握できないというトラブルを回避するには、一番いいのは親が元気なうちにどんな財産がどれだけあるか、きちっと聞いておくということが第一になります。また親が元気なうちに晩年の生き方の希望を伝えるエンディングノート、これは結構有効なんですけどね。財産の内容や分け方を記した遺言書、こういうものを作成してもらえば、いざ相続になった時、予想外のトラブルに見舞われることを避けられると、こんな感じがします。」

生島 「なるほど。じゃあ、次に慌てない対策の2つ目に相続人が行方不明、こういうケースもあると思います。」

天野 「相続人の1人と連絡が全く取れなくなって困った、なんていうことがよくあります。遺産分割協議は相続人全員で行うのが原則ですから、連絡の取れない相続人を除外して遺産分割協議を始めてはいけないんですね。しかし、つかまらない相手をいつまでも待ち続けるわけにもいきませんので、手を尽くしたけど、連絡がつかなかったという時には家庭裁判所に不在者財産管理人の選任を申し立てます。この不在者財産管理人は相続人の誰かが兼任することはできません。親せきや知人に適任者がいないと判断された時は弁護士や司法書士などが選任されることがあります。こうして決まった不在者財産管理人が行方不明者の代理となって遺産分割に参加することになるわけです。

ただ、これで解決したわけではないんですね。そのまま行方がわからなければ、不在者が相続した財産は誰も手が着けられない状態になりますので、まあ生死不明になってから7年以上が経過したら相続人は家庭裁判所に失踪宣言というのを申し立てることができます。これは生死不明者を法律上、死亡したとみなす措置で不在者の財産に対して相続人が遺産分割協議を行うことになります。」

生島 「今回の東日本大震災の場合ですけれども、天野さんのお客さまもお亡くなりになったと伺いましたけれども。」

天野 「はい、そうなんです。失踪宣言というのは普通失踪と特別失踪という2種類がありまして、災害など非常事態によって生死がわからなくなった人については特別失踪の対象に普通はなるんです。特別失踪というのは危難、いわゆる命を落としかねない危ない目に、こういう危難に遭遇した人が、危難が去って1年間生死が不明だったときに適用されます。東日本大震災で生死不明になった人の失踪宣言、すなわち死亡扱いは災害から1年後でなければ、受理されないこととなりますが、これではえらいこととなりますので、政府は被災者への遺族年金の支給時期などを考慮し、平成23年6月7日にご遺体が発見されていない場合でも生死不明者の死亡届を受理することを決定したんです。」

生島 「なるほどね。天野さんのところには相続の駆け込み寺といわれているというふうに聞きましたけども、例えば、わが家の場合、愛犬サクラちゃんというのがいるんですけど、これは相続人にはなれないんですかね。」

天野 「残念ながら、わんちゃんは人間ではないので、今の民法ではできないんです。わが愛犬が太郎も残念ながらできないのでございますが、まあサクラちゃんのごことは大切な人によるしく頼むというやり方はございますので、そんなところを検討していただければと思います。」

生島 「わかりました。今朝、解説していただいたところはソフトバンク新書から発売されています天野さんの本、『いま親が死んでも困らない相続の話』に詳しく載っていますので、ぜひともご一読いただければというふうに思います。税理士法人レガシィ代表社員、税理士で公認会計士、天野隆さんでした。天野さんのところはTKCなんですか。」

天野 「そうなんです。」

生島 「6時台でご提供いただいてまして。」

天野 「そうですね。大武さんにも大変お世話になっております。」

生島 「そうですか。ありがとうございました。」

天野 「はい。Have a nice a life. 」

生島 「Oh thank you very much. 」